

第1回

千葉市特別職報酬等審議会

参 考 資 料

平成27年5月1日

千 葉 市

目 次

	ページ
特別職報酬等の改定状況	1
一般職の給与改定の状況	2
特別職と一般職の最高給与者との給与比較	3
政令指定都市の報酬等	4
経済状況の推移	5
財政状況等	6
地域手当の支給地域一覧	7
特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(別表1)	9

特別職の報酬等の改定状況

	市 長	前回からの変動率	副 市 長	前回からの変動率
	給 料		給 料	
H18. 7. 1 現 行	1,190,000円	△ 4.80 %	960,000円	△ 5.00 %
H8. 1. 1	1,250,000円	9.17 %	1,010,000円	9.78 %
H4. 1. 1	1,145,000円	3.53 %	920,000円	2.68 %
H3. 12. 1	1,106,000円	10.82 %	896,000円	10.89 %
S64. 1. 1	998,000円	5.61 %	808,000円	5.62 %
S61. 1. 1	945,000円	9.38 %	765,000円	9.44 %
S57. 5. 1	864,000円	9.78 %	699,000円	9.73 %
S55. 4. 1	787,000円	15.74 %	637,000円	12.74 %
S52. 12. 1	680,000円	-	565,000円	

一般職の給与改定の状況

	52年	53年	54年	55年	56年	57年 ※	58年 ※	59年 ※	60年 ※7月実施	61年	62年	63年	元年	2年	3年
千葉市	6.74	3.69	3.60	4.50	5.01	見送り	2.03	3.37	5.21	2.30	1.47	2.27	3.01	3.66	3.59
国	6.92	3.84	3.70	4.61	5.23	見送り (4.58)	2.03 (6.47)	3.37 (6.44)	5.74	2.31	1.47	2.35	3.11	3.67	3.71
千葉県	6.79	2.95	3.57	4.46	5.03	見送り (4.50)	2.01 (6.44)	3.37 (6.40)	5.31	2.22	1.41	2.26	2.90	3.60	3.69
(一般職)	14.7% → ← 11.0% → ← 11.1% → ← 6.2% → ← 11.1%														

(昭和55年改定時) (昭和57年改定時) (昭和61年改定時) (昭和64年改定時) (平成4年改定時)

	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年 (課長級以上昇送 り)	12年 (給料表改定な し)	13年 (給料表改定な し)	14年 (給料表マイナ ス改定)	15年 (給料表マイナ ス改定)	16年 (給料表改定な し)	17年	
千葉市	2.02	1.90	1.20	0.91	0.95	0.85	0.76	0.25	0.10	0.08	△ 1.79	△ 1.05	0.01	△ 0.43	
国	2.87	1.92	1.18	0.90	0.95	1.02	0.76	0.28	0.12	0.08	△ 2.03	△ 1.07	0.01	△ 0.36	
千葉県	2.75	1.90	1.16	0.87	0.95	1.02	0.70	0.25	0.09	0.07	△ 2.01	△ 1.07	0.01	-0.35	
(特別職)	13.3% → ← 9.8% → ← 9.4% → ← 6.5% → ← 19.3%														
(一般職)	6.16% → ← Δ0.29%(Δ4.7%)※()内は給与構造改革の改定率														

(平成8年改定時) (平成18年改定時)

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
千葉市	-	-	-	△ 0.45	△ 0.19	△ 0.13	-	-	0.40
国	-	0.35	-	△ 0.22	△ 0.19	△ 0.23	-	-	0.27
千葉県	-	0.11	-	△ 0.19	△ 0.19	△ 0.27	-	0.09	0.30
(一般職)	10.71% → ← Δ0.37%								

(特別職) ← 未改定

(注)※は勧告と改定率が異なる。()は勧告率。平成4年以降は千葉市人事委員会の勧告が行われている。

特別職と一般職の最高給与者との給与比較

(単位:円)

区分	給与(現行額)				
	給料(A)	管理職手当(B)	地域手当(C) [(A)+(B)]×11%	合計 (A)+(B)+(C)	
市長	カット前	1,190,000		130,900	1,320,900
	カット後	952,000		104,720	1,056,720
副市長	カット前	960,000		105,600	1,065,600
	カット後	864,000		95,040	959,040
A局長	総合的見直し前	548,500	131,800	68,030 (10%で計算)	747,780
	総合的見直し後	526,500	131,600	72,391	730,491

(※特別職のカット率は市長△20%、副市長△10%)

政令指定指定都市の報酬等

(単位：千円)

	市長					副市長						
	給料	順位	適用年月日	カット率	カット後の額	順位	給料	順位	適用年月日	カット率	カット後の額	順位
札幌市	1,280	9	H4.12.1	0	1,280	4	1,030	8	H4.12.1	0	1,030	4
仙台市	1,310	6	H8.10.1	20	1,048	15	1,020	9	H8.10.1	15	867	19
新潟市	1,163	18	H18.4.1	0	1,163	10	939	17	H18.4.1	0	939	13
さいたま市	1,243	13	H20.1.1	0	1,243	7	977	13	H20.1.1	0	977	7
千葉市	1,190	15	H18.7.1	20	952	17	960	14	H8.10.2	10	864	20
川崎市	1,250	11	H19.4.1	0	1,250	6	990	10	H19.4.1	0	990	5
横浜市	1,428	2	H23.4.1	0	1,428	1	1,148	1	H8.10.3	0	1,148	1
相模原市	1,142	19	H9.4.1	7	1,062	14	935	18	H9.4.1	7	870	18
静岡市	1,250	11	H19.4.1	20	1,000	16	940	16	H19.4.1	0	940	12
浜松市	1,277	10	H19.4.1		1,277	5	928	19	H19.4.1	0	928	14
名古屋市	1,467	1	H19.4.1	定額支給	430	20	1,100	4	H19.4.1	定額支給	920	15
京都市	1,390	5	H8.7.1	20	1,112	13	1,100	4	H8.7.1	12	968	9
大阪市	1,420	3	H23.1.1	42	820	19	1,130	2	H23.1.1	14	970	8
堺市	1,190	15	H9.4.1	20	952	17	990	10	H9.4.1	10	891	17
神戸市	1,410	4	H4.5.1	20	1,128	11	1,110	3	H4.5.1	15	944	11
岡山市	1,116	20	H21.8.1	0	1,116	12	920	20	H21.8.1	0	920	15
広島市	1,310	6	H8.1.1	0	1,310	2	1,050	6	H8.1.1	0	1,050	2
北九州市	1,230	14	H26.11.1	0	1,230	8	980	12	H8.10.9	0	980	6
福岡市	1,300	8	H21.4.1	0	1,300	3	1,040	7	H21.4.1	0	1,040	3
熊本市	1,186	17	H27.4.1	0	1,186	9	944	15	H27.4.1	0	944	10

【参考】

大阪市	1,669	次期任期	1,669	H27.12.19	14	940
-----	-------	------	-------	-----------	----	-----

※現市長の次期任期（平成27年12月19日）より適用。（地域手当を廃止。）

経済状況の推移

消費者物価指数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
全国	100.7	100.7	102.1	100.7
千葉市	101.0	101.0	102.0	100.4

	平成22年 (基準年)	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	100.0	99.7	99.7	100.0	102.8
	100.0	99.6	99.2	99.6	102.3

財政状況等

(1) 政令指定都市の平成25年度普通会計決算額

	住基人口		平成25年度一般会計決算(単位:百万円)				
	(H26.12.31)		決算額(A)	人件費(B)	(B)/(A)		
札幌市	4	1,936,016	4	840,974	6	95,310	11.3%
仙台市	11	1,053,509	10	539,895	12	62,611	11.6%
新潟市	16	804,315	13	365,486	14	51,247	14.0%
さいたま市	9	1,261,098	12	433,501	10	70,675	16.3%
千葉市	13	962,376	14	360,952	13	55,052	15.3%
川崎市	7	1,445,116	8	579,459	7	91,278	15.8%
横浜市	1	3,722,342	2	1,558,219	2	191,375	12.3%
相模原市	19	715,145	20	246,417	20	41,304	16.8%
静岡市	18	715,752	18	269,507	18	44,478	16.5%
浜松市	15	810,847	17	280,153	17	45,465	16.2%
名古屋市	3	2,259,988	3	1,025,507	3	161,313	15.7%
京都市	8	1,419,474	7	712,640	5	110,338	15.5%
大阪市	2	2,670,496	1	1,650,403	1	209,070	12.7%
堺市	14	847,719	15	337,369	15	49,075	14.5%
神戸市	5	1,537,237	6	732,586	4	115,370	15.7%
岡山市	20	706,027	19	265,070	19	43,785	16.5%
広島市	10	1,186,928	9	551,538	8	78,524	14.2%
北九州市	12	981,737	11	511,685	11	63,953	12.5%
福岡市	6	1,458,125	5	773,633	9	74,957	9.7%
熊本市	17	734,895	16	294,386	16	45,927	15.6%

※各欄左の斜字は順位

(2) 一般会計決算額の推移

区分	18年度	19年度	20年度	21年度
	決算額	決算額	決算額	決算額
歳出	100	102.3	92.5	101.0
(百万円)	348,403	356,364	322,199	351,844
市税収入	100.0	106.0	106.3	102.8
(百万円)	167,704	177,785	178,213	172,371
区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	決算額	決算額	決算額	決算額
歳出	105.7	104.8	105.4	103.6
(百万円)	368,138	364,971	367,366	360,952
市税収入	101.1	101.6	100.8	102.6
(百万円)	169,515	170,415	168,968	172,108

2-③ 地域手当の支給地域一覧

見直し後 現行	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%
18%	特別区						
15%		町田市、 大阪市					
12%		横浜市、 川崎市、 豊田市	さいたま市、 八王子市、 名古屋、 高槻市、西宮市	船橋市、 吹田市			
10%			千葉市	相模原市、 藤沢市、 豊中市、 神戸市	水戸市、市川市、 松江市、横須賀市、 大津市、京都市、 堺市、枚方市、 東大阪市、尼崎市、 奈良市、広島市、 福岡市		
6%					四日市市	仙台市、宇都宮市、 川崎市、川口市、 所沢市、越谷市、 柏市、甲府市、 静岡市、津市	
3%						高崎市、岐阜市、 岡崎市、春日井市、 和歌山市、高松市	札幌市、前橋市、 富山市、金沢市、 福井市、長野市、 浜松市、豊橋市、 一宮市、姫路市、 岡山市、北九州市、 長崎市
非支給地							新潟市、徳島市

(都道府県庁所在地又は人口30万人以上の市)

[出典]平成26年人事院勧告(資料抜粋)

別表第6 地域手当の支給地域及び支給割合

級地 (支給割合)	都道府県	支給地域	級地 (支給割合)	都道府県	支給地域
1級地 (20%)	東京都	特別区	6級地 (6%)	千葉県	野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 印旛郡酒々井町
2級地 (16%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都	取手市 つくば市 袖ヶ浦市 印西市 武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 漣瀬市 多摩市 横浜市 川崎市 厚木市 刈谷市 豊田市 大阪府 守口市	神奈川県 滋賀県 京都府 大阪府	神奈川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府	三浦市 三浦郡葉山町 中郡二宮町 甲府市 塩尻市 沼津市 磐田市 御殿場市 静岡市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 岡崎市 春日井市 豊川市 西春日井郡豊山町 大山市 弥富市 津市 桑名市 亀山市 彦根市 甲賀市 木津川市 宇治市 向日市 大津市 泉野市 富田林市 河内長野市 和泉市 岸和田市 泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 藤井寺市 南河内郡太子町 泉南郡岬町 赤穂市 明石市 和歌山県 橋本
3級地 (15%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都	さいたま市 志木市 千葉市 成田市 八王子市 青梅市 府中市 国立市 福生市 稲城市 西東京市 鎌倉市 名古屋市中区 豊明市 池田市 高槻市 門真市 西宮市 芦屋市	兵庫県 奈良県 和歌山県 香川県 福岡県	兵庫県 奈良県 和歌山県 香川県 福岡県	太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡糟屋町 礼儀市 名取市 宮城県 築西市 茨城県 鹿嶋市 筑西市 真岡市 栃木県 栃木市 小山市 群馬県 前橋市 渋川市 埼玉県 熊谷市 千葉県 君津市 八街市 東京都 武蔵村山市 新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 山梨県 南アルプス市 長野県 長野市 諏訪市 伊那市 岐阜県 多治見市 美濃加茂市 各務原市 静岡県 浜松市 富士宮市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 愛知県 豊橋市 一宮市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村 三重県 名張市 伊賀市 滋賀県 長浜市 東近江市 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 奈良県 桜井市 宇陀市 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 坂出市 福岡県 北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町 長崎県 長崎市
4級地 (12%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	牛久市 東松山市 朝霞市 埼玉県 浦安市 立川市 相模原市 藤沢市 鈴鹿市 京田辺市 豊中市 吹田市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市 神戸市 天理市	5級地 (10%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	多賀城市 水戸市 坂戸市 市川市 三鷹市 横須賀市 平塚市 小田原市 大和市 西尾市 知多市 みよし市 四日市市 大津市 草津市 栗東市 京都市 枚方市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市 堺市 伊丹市 三田市 尼崎市 大和郡山形市 奈良県 春日市 福津市 福岡県 仙台区 宮城県 古河市 神栖市 茨城県 宇都宮市 下野市 栃馬県 川口市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 群馬県 上尾市 草加市 戸田市 入間市 埼玉県 羽生市 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町 久喜市
6級地 (6%)	宮城県 茨城県 栃馬県 群馬県	仙台市 ひたちなか市 神栖市 宇都宮市 大田原市 下野市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 戸田市 入間市 三郷市 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町	7級地 (3%)	宮城県 茨城県 栃馬県 群馬県	仙台市 ひたちなか市 神栖市 宇都宮市 大田原市 下野市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 戸田市 入間市 三郷市 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町

(注)本表は平成26年4月1日現在の地域を表示しており、実際の指定は施行日(平成27年4月1日予定)現在の地域による。

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（抄）

別表第1

区分	給料月額	報酬額
市長	1, 190, 000円	
副市長	960, 000円	
常勤の監査委員	680, 000円	
病院事業管理者	900, 000円	
教育委員会の委員長		日額 32, 000円
教育委員会の委員		日額 27, 000円
市選挙管理委員会の委員長		日額 32, 000円
市選挙管理委員会の委員		日額 27, 000円
区選挙管理委員会の委員長		日額 24, 000円
区選挙管理委員会の委員		日額 20, 000円
人事委員会の委員長		日額 32, 000円
人事委員会の委員		日額 27, 000円
議会議員のうちから選任された監査委員		月額 67, 000円
識見を有する者の中から選任された非常勤の監査委員		月額 258, 000円
農業委員会の会長		月額 67, 000円
農業委員会の会長職務代理者		月額 60, 000円
農業委員会の部会長		月額 60, 000円
農業委員会の委員		月額 53, 000円
固定資産評価審査委員会の委員		日額 19, 000円
固定資産評価員		月額 235, 000円